

福岡県公報

令和五年五月九日
第三百九十五号
増刊
①

目次

規則 (第二十七号・第二十八号)

○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) ……………一

○福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農山漁村振興課) ……………一

再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一

○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二

規則

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十七号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。
福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十八号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則(平成十四年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項又は第三十条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、保健福祉環境事務所等の保健衛生課のうち、知事が特に必要と認める課に感染症対策主幹を置く。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年五月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十六号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表第二十七号の次に次のように加える。

27の2 感染症対策主幹	上司の命を受け、感染症対策に関する事務のうち複雑又は困難なものを処理する。
-----------------	---------------------------------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。